

令和2年12月4日

保護者 各位

那覇市立鏡原中学校
校長 新垣康史
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の防止に係る出席停止の対応について (補足)

時下、季節の変わり目、保護者の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。
さて、みだしのことについて、那覇市教育委員会より補足通知があります。
つきましては、下記事項を確認の上、対応して頂きますよう宜しくお願いします。

記

指定感染症である新型コロナウイルス感染症の予防として、学校保健安全法、学校保健安全法施行規則に基づき、沖縄県教育委員会が示している地域の感染レベルが「レベル2」以上になると、「発熱等の風邪症状が見られる児童生徒」に加え、「同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる児童生徒」も「出席停止」となります。しかし、「出席停止」としない場合もありますので、下記のとおり補足いたします。

1. 発熱等の風邪症状が見られ、感染症対策として「出席停止」とする場合
 - (1) 児童生徒の感染が判明している。
 - (2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者、検査を指示されている。
 - (3) 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる (本人に症状がなくなれば登校は可能)。
 - (4) 地域の感染レベルが2以上の場合には、児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる (同居の家族に症状がなくなれば登校は可能)。
2. 児童生徒や同居の家族に発熱等の風邪症状が見られても登校できる場合
 - (1) 児童生徒の風邪症状が、新型コロナウイルス感染症でない疾患 (持病等) によるものと医師が判断している (この理由で欠席した場合は「病欠」となります)。
 - (2) 児童生徒の同居家族の風邪症状が、新型コロナウイルス感染症ではない疾患 (持病等) によるものと医師が判断している。